

第4章

計画推進に 向けた方針

第4章 計画推進に向けた方針

第3章の基本方向を踏まえ、具体的に展開する方針を示します。

基本理念

花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして
 ～みんなで守り、つなぐ、"みどり"のまち～

基本方向

方針

基本方向1

みどりの骨格を**守る**

(1)「みどりの輪」と「みどりの帯」を守る

(2)山地・丘陵地のみどりを楽しみ、活かす

(3)博多湾水際帯のみどりを守り、つなぐ

基本方向2

山と海をみどりの道で**結ぶ**

(1)水辺のみどりを充実させる

(2)街中まちなかのみどりを充実させる

(3)農地を守り、農と親しむ

基本方向3

みどり豊かな拠点を**創る**

(1)都心部などに象徴的なみどりをつくる

(2)歩いて楽しめる街並みをみどりでつくる

(3)身近な場所に魅力的なみどりをつくる

基本方向4

身近な暮らしの中のみどりを**活かす**

(1)みどりで誰もが愛着を持てるまちをつくる

(2)みどりで生活に彩りや潤いをもたらす

(3)みどりでまちに風格を与える

基本方向5

みどりで安全・安心なまちを**支える**

(1)災害を防止するみどりを充実する

(2)災害時に機能するみどりをつくる

(3)誰もが安全に利用できるみどりを広げる

基本方向6

行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに**携わる**

(1)みどりに関心を持つきっかけを増やす

(2)みどりのまちづくり活動への参加を促進する

(3)みどりのまちづくり活動の輪を広げる

1 基本方向別

基本方向1 みどりの骨格を守る

福岡市を包み込む「みどりの輪」や山から海に伸びる「みどりの帯」を、市民・企業等の多様な主体との共働により、守り、育て、つないでいきます。



図 4-1 基本方向1の配置計画図

方針1 「みどりの輪」と「みどりの帯」を守る



生物多様性の保全や水源かん養などの多面的機能を発揮し、市民の生活基盤を形成している「みどりの輪」と「みどりの帯」の保全と質の向上に取り組んでいきます。



油山上空からの眺め



都市の中のみどり（南公園周辺）

① 森林の保全・管理

＜施策の基本的考え＞

- ・豊かな森づくりを推進するとともに、花粉の発生源を削減するため、市営林や水源かん養林などにおいて、スギ・ヒノキ人工林を、広葉樹など花粉が少ない樹種への植替えにより、転換を進めるとともに、強度間伐※1等による針広混交林化を促進し、伐採した地域産材の利用拡大などの取組みを実施します。また、私有林の植替えにおいては、林業機械レンタル・リース経費の支援等も行います。
- ・林業の担い手育成については、間伐等の森林整備を行う自伐林家※2などの取組みの広がりを把握し、森林に関する知識や木材生産の技術の普及など、多様な担い手の育成に努めます。
- ・「みどりの輪」と「みどりの帯」を保全するために、自然公園・保安林の指定を継続するとともに、標高概ね80m以上のみどりについては、条例・規則に基づく行為の規制により保全します。



※1 強度間伐：森林の密度を大きく下げるために、比較的高い伐採率で樹木を間伐する方法。

※2 自伐林家：森林を自ら施業・管理する事業者。

② 樹林地の保全・管理

＜施策の基本的考え＞

- ・市街地の中で良好な自然環境を形成する樹林地については、特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地の指定など、持続性のあるみどりの確保に取り組みます。
- ・特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地については、その保全を図るとともに、樹林地の利用者や隣接する居住者などの安全を確保するため、支障となる枝の剪定や枯れ枝の撤去など、適正な管理を行います。
- ・標高80m未満の山すそのみどりについては、自然豊かな風景を維持し、防災上の安全性を確保する観点から、無秩序な開発の抑制を図るとともに、イノシシなどの野生鳥獣の被害の対策や農業者の支援などに取り組みます。

③ 民間開発における協議・指導

＜施策の基本的考え＞

- ・開発事業の実施等の際し、可能な限りみどりを保全し、質の高いみどりのネットワークの形成など、生物多様性に配慮した計画となるよう誘導策について検討します。
- ・福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価を推進するとともに、環境影響評価に関する技術的指針や情報を整備するなど、適正な環境影響評価制度の運用を図ります。
- ・地区計画や緑地協定、総合設計制度の活用などにより、みどりの確保や緑化の推進に取り組みます。
- ・風致地区や景観形成地区については、緑地の保全や緑化の指導によりみどりを保全します。

④ 生物多様性の保全・回復・創出

＜施策の基本的考え＞

- ・市民や市民団体等と連携し、貴重・希少種や身近な生物の生息・生育環境の保全に取り組みます。
- ・国の30by30目標※1達成等のため、企業等と連携し自然共生サイト登録を推進します。
- ・生物多様性の保全・回復・創出やその持続的な利用を実現するため、市民、企業、NPO、学校、学識経験者、行政など多様な主体が連携・共働して、生物多様性の重要性の社会への浸透を図り、行動につなげる取組みを推進します。
- ・国や福岡県等と連携し、特定外来生物の調査や防除に取り組むとともに、市民等への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。

※1 30by30 目標：2030年までに、国土や海域の少なくとも30%を自然環境として保全・管理することをめざす国際目標。

方針2 山地・丘陵地のみどりを楽しみ、活かす



多様な主体の共働により樹林地の保全・管理活動の充実を図るとともに、身近な自然を体験し、学ぶ場を創出することで、みんなに親しまれる森づくりに取り組みます。



環境学習



ボランティアによる樹林地の管理活動

① 森林とのふれあいの場の充実

＜施策の基本的考え＞

- ・市民が森を身近に感じられるような魅力ある情報発信など、森林への理解促進を図るとともに、森林空間及び活動施設の整備や、森林を活かした活動プログラムの開発の検討など、身近な自然を体験し学ぶ「遊びの森づくり」に取り組みます。
- ・野外活動や自然教育等を通して、市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある生活の形成に寄与する施設の整備を民間活力も活用しながら進めます。
- ・市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。

② 市民・企業などの参加による樹林地の管理活動の促進

＜施策の基本的考え＞

- ・森林については、森林所有者や林業経営体、市民団体、NPO法人、企業など各種団体と連携し、市民・企業の共働による森林の保全・管理活動の支援に取り組みます。
- ・特別緑地保全地区などの樹林地については、ワークショップや情報発信などの啓発や、市民・企業などの多様な主体による管理活動の促進に向けた支援の拡充に取り組みます。また、管理活動や市民が気軽に利用でき森林が感じられる空間づくりに取り組むため、必要に応じて、緑地の保全や活用のための施設の整備についても検討します。



方針3 博多湾水際帯のみどりを守り、つなぐ



博多湾を囲む連続した緑地と水際空間であり、市民の憩いの場や渡り鳥をはじめとする多様な生物の生息地となっている「博多湾水際帯」の保全に取り組みます。



生の松原上空から博多湾を望む



海岸での美化活動 (福浜海岸)

① 博多湾の環境保全

<施策の基本的考え>

- ・ 国定公園や保安林等の指定により大半が保全されている生の松原や和白、奈多、三苦などの海岸の松林の良好な自然の海岸線を守り育てます。
- ・ 防風・防砂や景観形成に重要な松林を対象に松くい虫防除対策を実施し、松林の保全・再生に努めます。
- ・ 博多湾海域における水質・底質のモニタリングや生物の生息・生育状況等の調査を実施するとともに、市民や市民団体等と連携・共働し、干潟等の保全・再生に取り組みます。
- ・ 市民や企業などの多様な主体との共働による海岸や河川沿いなどの清掃活動を通して、地域の環境美化を促進します。

② 市民が海辺とふれあえる公園整備

<施策の基本的考え>

- ・ 港湾緑地については、市民の憩いや休息の場となっており、また、鳥類をはじめとする多様な生物の生息空間となっているアイランドシティはばたき公園においては、人と自然との共生を象徴する空間づくりに取り組みます。
- ・ 国営海の中道海浜公園については、広域的なレクリエーション施設として、今後も貴重な自然海岸の保全と活用との調和を図れるよう、国と連携し整備を進めます。



基本方向2 山と海をみどりの道で結ぶ

みどりの骨格を結ぶ位置にある、河川や街路樹、農地などの様々なみどりの充実を図ることで、みどりの道を創り、ネットワークを形成し、水と緑の景観向上や生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。

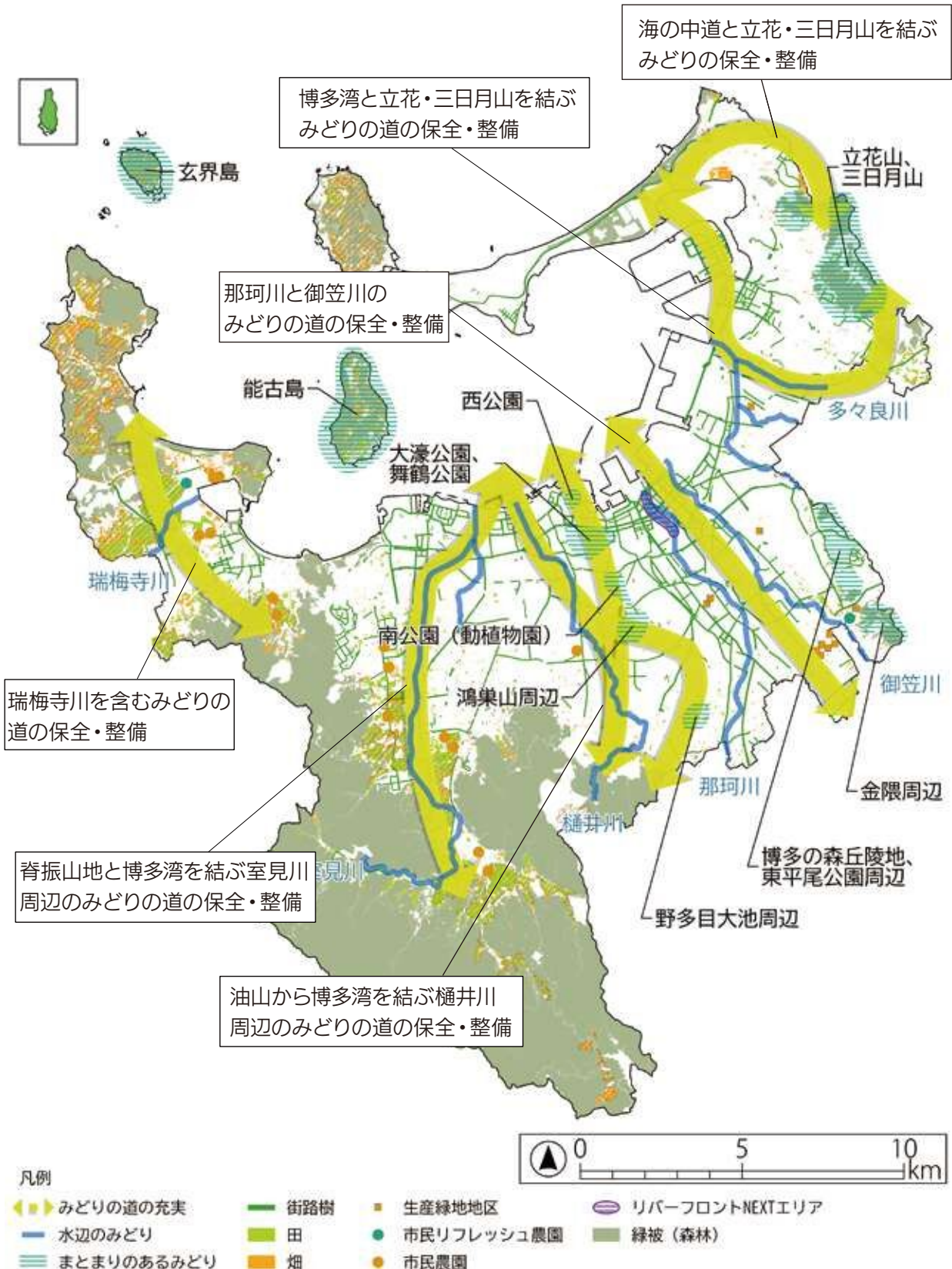


図 4-2 基本方向2の配置計画図

方針1 水辺のみどりを充実させる



水と緑の美しい景観を形成し、生物の生育・生息空間となる河川を保全するため、良好な水質の確保、適正な維持管理、みどりの創出を図るとともに、水に親しむ場の創出に取り組みます。



樋井川 (樋井川橋付近)



那珂川と天神中央公園

① 河川の保全

<施策の基本的考え>

- ・河川は流域住民の生活に密着した施設であるとともに、多様な生物の生息・生育空間であることから、多自然川づくり※1に取り組むことにより、生息・生育環境の保全や水質の改善を図り、自然豊かな河川の形成に努めます。
- ・河川の良い水質の確保を図るため、水源となる樹林地の保全及び植生の維持に努めます。

② 河川敷の緑化

<施策の基本的考え>

- ・河川敷の緑化は、良好な生態系の保全や都市のヒートアイランド現象を緩和するなど、生活環境に潤いと安らぎを与える役割があることから、自然環境に配慮しながら河川敷の緑化や公園的整備などを進めます。

③ 水辺環境の魅力づくり

<施策の基本的考え>

- ・市民が身近にふれあえる水辺環境を創出するため、河川の持つ環境に配慮し、潤いや親しみのある環境整備を進めます。
- ・川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくりの推進に向けて、公園の再整備などの水辺の魅力づくりに取り組みます。
- ・MICE※2機能の集積や都心部の貴重な海辺空間など、地区の特性を活かし、市民や来訪者が楽しめる魅力あるまちづくりに取り組みます。

※1 多自然川づくり：河川が本来持つ自然の働きや生態系を尊重しつつ地域の暮らしや文化との調和を図りながら川の環境を保全・再生する取り組み。

※2 MICE：企業などの会議 (Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの。

方針2 まちなか 街中のみどりを充実させる



都市景観の向上や生物の生育・生息空間の確保に向けて、樹林地や街路樹などのみどりのネットワークの充実に取り組み、みどりの連続性を確保します。



特別緑地保全地区 (鴻巣山)



街路樹 (国体道路) ※写真は市管理区間

① 樹林地の保全・管理 (再掲)

<施策の基本的考え>

- ・市街地の中で良好な自然環境を形成する樹林地については、特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地の指定など、持続性のあるみどりの確保に取り組みます。

② 街路樹の整備・管理

<施策の基本的考え>

- ・街路樹は、都市景観の向上や環境の改善、生物の生息・生育空間の創出、防災機能の向上など、多様な役割を担っており、道路整備にあわせて計画的な植栽を進めることで、みどりのネットワークの充実を図ります。
- ・道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。
- ・倒伏や落枝による事故を未然に防ぐために、定期的な剪定や除草、樹木医による診断、地域や樹種の特性に応じたパトロールなど安全確認を行います。

街路樹の整備・管理の方針

■街路樹の整備の方針

街路樹は、都市景観の向上や環境の改善、生物の生息・生育空間の創出、防災機能の向上など、多様な役割を担っています。そのため、緑化推進と歩行者の安全確保の観点から、基本的に道路整備にあわせて街路樹の植栽を行っており、一定の基準※1のもと計画的な植栽を進めることで、みどりのネットワークの充実を図ります。

○福岡らしい魅力的な景観の創出

道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。

■街路樹の管理の方針

管理においては、街路樹の持つ多様な機能を十分に発揮できるよう、道路管理者等と連携し、適切な管理を行うとともに、安全で快適な道路空間の創出に取り組みます。

○安全・安心の確保

倒伏や落枝による事故を未然に防ぐために、定期的な剪定や除草、樹木医による診断、地域や樹種の特性に応じたパトロールなど安全確認を行います。

また、根上がりにより、安全に通行することが困難な場所については、道路管理者と連携しながら安全対策を行います。

○老齢化・大径木化した街路樹の更新等

老齢化・大径木化に伴い、様々な課題のある路線については、道路のバリアフリー化や舗装の改修などの再整備等の機会を捉え、地域の要望も踏まえながら街路樹の更新等を検討します。

○自然な樹形を保つための剪定

自然な樹形に整えることを目的とした剪定(基本剪定)を充実することで、街路樹を美しく保ち、都市景観の向上を図るとともに、快適な歩行空間の創出に取り組みます。

○市民・企業等の共働による管理

行政による適正な管理に加えて、市民や企業による落ち葉清掃や除草、花づくりなどへの支援の促進など、多様な主体との共働による管理の充実を図ることで、市民や企業、行政が一体となり、街路樹のある美しい景観づくりに取り組みます。

※1「道路構造令」及び「福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」。

③ 公園の整備・管理

＜施策の基本的考え＞

- ・公園の整備においては、みどりのネットワークの形成を考慮しながら、ゾーニングや樹種の選定などを行います。

④ 公共施設の緑化推進

＜施策の基本的考え＞

- ・憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面等も活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。

⑤ 民有地の緑化促進

＜施策の基本的考え＞

- ・都心部のオフィスビルをはじめ、全市域における一戸建の庭や壁面の緑化に加え、共同住宅の多い福岡市の特徴を踏まえ、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の支援に取り組みます。
- ・都心部においては、緑化や環境に配慮したビル計画に対して容積率緩和制度を活用し、緑化を促進します。
- ・民有地における優れたみどりの表彰や、優良緑地確保計画認定制度の取得促進など、多様な取組みにより、質の高いみどりの確保に努めます。
- ・地区計画や緑地協定、総合設計制度の活用などにより、みどりの確保や緑化の推進に取り組みます。

まちなか
⑥ 街中の花壇の整備・運営

＜施策の基本的考え＞

- ・市民・企業などの多様な主体と共働する様々な仕組みにより、街中の公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ（空港・駅・港）などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

⑦ 生物多様性の保全・回復・創出（再掲）

＜施策の基本的考え＞

- ・国の30by30目標達成等のため企業等と連携し自然共生サイトの登録を推進します。
- ・国や福岡県等と連携し、特定外来生物※1の調査や防除に取り組むとともに、市民等への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。
- ・生物多様性の保全・回復・創出やその持続的な利用を実現するため、市民、企業、NPO、学校、学識経験者、行政など多様な主体が連携・共働して、生物多様性の重要性の社会への浸透を図り、行動につなげる取組みを推進します。

※1 特定外来生物：海外から持ち込まれた生物のうち、生態系や人の健康、農林水産業に被害を及ぼす、またはそのおそれがあるものとして、外来生物法に基づき国が指定した生物。

生物の生育・生息空間や水源かん養などの機能も果たし、みどりの風景の源である農地について、保全や活用に取り組みます。



農地 (早良区 西)



市民農園 (ファーム博多)

① 持続できる強い農業の推進

＜施策の基本的考え＞

- ・ 農地の保全のため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の適切な管理を行うほか、農業委員会等と連携し、農地の貸し手・借り手に関する情報の集約と活用に努めます。
- ・ 市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、新たな生産緑地地区の指定や、指定後30年を経過する地区の特定生産緑地の指定により、都市農地の保全に努めます。
- ・ ため池、井堰※1、水路、農道などの農業用施設の老朽化に伴う保全工事等を実施し、農業の機能持続を図ります。
- ・ 農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の持続的な発展に向け、新規就農者に対する支援や、多様な担い手などの人材の確保・育成を図ります。

② 農とふれあう機会の創出

＜施策の基本的考え＞

- ・ 市内産農水産物の活用や農林水産まつり、農業体験などの市民が農業へ触れる機会の提供、情報発信などにより、市内産農産物に対する市民の理解や愛着を深め、地産地消を推進します。
- ・ 福祉事業所等と農家とのマッチングなど、障がい者等が農業分野で就労する農福連携に取り組むことで、農業生産の拡大や農地の適正管理を図るとともに、障がい者等の活躍の場の創出を図ります。
- ・ 農と都市との交流を促進するため、市内の農地を市民農園として開設するための支援など、市民農園の拡大を推進します。

※1 井堰：河川の水をせき止めたり、流量を調整したりする構造物。

基本方向3 みどり豊かな拠点を創る

世界に誇れる都市の実現に向けて、様々な手法を用いて緑化を推進するなど、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりを市民・企業とともにつくります。

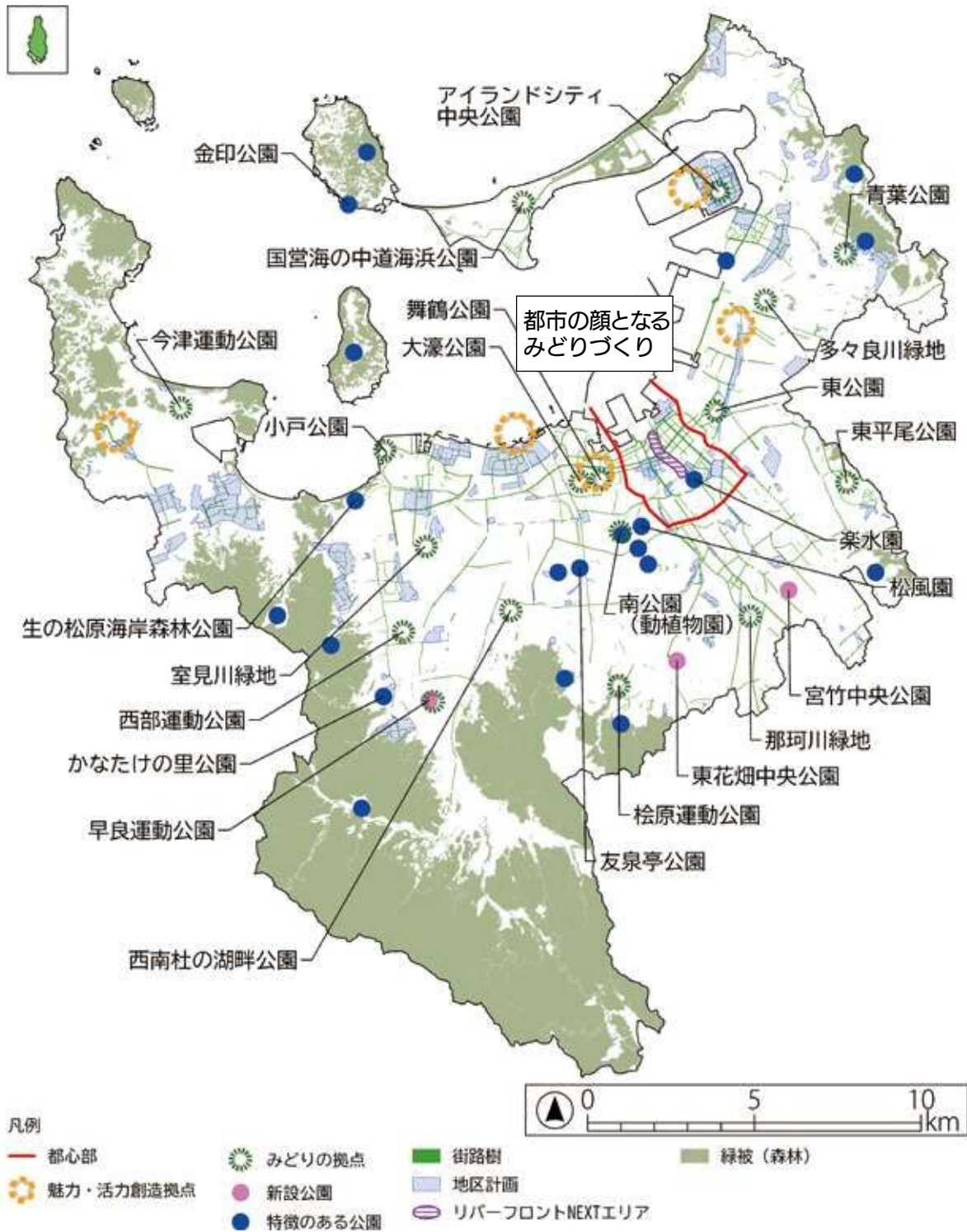


図4-3 基本方向3の配置計画図

都心部や大規模な公園などにおいて、みどりあふれる個性と風格のある景観をつくり、憩いや賑わいのある魅力的なまちづくりを進めます。



舞鶴公園と大濠公園



福岡市植物園

① 民有地の緑化促進(再掲)

<施策の基本的考え>

- ・ 都心部のオフィスビルをはじめ、全市域における一戸建の庭や壁面の緑化に加え、共同住宅の多い福岡市の特徴を踏まえ、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の支援に取り組みます。
- ・ 都心部においては、緑化や環境に配慮したビル計画に対して容積率緩和制度を活用し、緑化を促進します。

② みどりあふれる憩いや賑わいの拠点創出

<施策の基本的考え>

- ・ 都心に近い貴重な緑地空間である舞鶴公園と大濠公園については、「セントラルパーク構想」に基づき、両公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客交流の拠点づくりに取り組みます。
- ・ 動植物園においては、レクリエーション・教育機能を高め、動植物の保護・繁殖を図るとともに、新しい時代にふさわしい、市民に親しまれる魅力的な施設とするため、リニューアルに取り組みます。特に植物園においては、一年を通して花や緑が楽しめる憩いの場づくりに取り組むとともに、花による共創のまちづくりを進めるための人材育成や共創の場づくりなど、一人一花運動の拠点としての機能強化を図ります。
- ・ 総合的なスポーツやレクリエーション施設を持った大規模公園の整備を進めながら、老朽化した施設においては新たなニーズなどを踏まえながら改修などに取り組みます。
- ・ 国営海の中道海浜公園については、緑豊かで広大な空間を最大限に活用した多様なレクリエーションの提供ができるよう、国と連携し整備を進めます。



③ 公共施設の緑化推進(再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面等も活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。

まちなか
④ 街中の花壇の整備・運営(再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・市民・企業などの多様な主体と共働する様々な仕組みにより、街中の公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ(空港・駅・港)などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

コラム セントラルパーク構想の推進

セントラルパーク構想は、舞鶴公園と大濠公園の一体的な活用を図り、市民・県民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点となる公園づくりをめざし、2014(平成26)年に福岡県と共同で策定した構想です。

都心部に近接した豊かな自然を有する貴重なオープンスペースであり、国史跡福岡城跡や鴻臚館跡、福岡市美術館などの歴史、芸術文化を感じられる場という両公園の特性を最大限に活用しながら、構想の実現に向けて取り組んでいます。



将来像イメージ

【基本的な方向性】

<p>① 空間をつなぐ</p> <p>園路整備等による回遊性の向上</p>	<p>② 時をたどる</p> <p>歴史資源の復元整備・活用</p>
<p>③ 賑わいをつくる</p> <p>イベント等による四季の魅力発信</p>	<p>④ みんなで育てる</p> <p>市民との共働による桜の保護育成</p>

みどりを効果的に取り入れることで、市民や来訪者が潤いや安らぎを感じられ、歩いて楽しい街並みの創出に取り組みます。



緑陰による快適な歩行空間 (リバレイン通り)



四季を感じられる街並み (筑紫通り)

① 街路樹の整備・管理 (再掲)

<施策の基本的考え>

- 気温上昇の抑制や緑陰の形成、二酸化炭素の吸収など、みどりが有する多様な機能を活用した快適な道路空間の実現をめざして、街路樹による道路緑化に取り組みます。
- 道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。
- 倒伏や落枝による事故を未然に防ぐために、定期的な剪定や除草、樹木医による診断、地域や樹種の特性に応じたパトロールなど安全確認を行います。
- 根上がりにより、安全に通行することが困難な場所については、道路管理者と連携しながら安全対策を行います。
- 自然な樹形を整えることを目的とした剪定（基本剪定）を充実することで、街路樹を美しく保ち、都市景観の向上を図るとともに、快適な歩行空間の創出に取り組みます。
- 行政による適正な管理に加えて、市民や企業による落ち葉清掃や除草、花づくりなどへの支援の促進など、多様な主体との共働による管理の充実を図ることで、市民や企業、行政が一体となり、街路樹のある美しい景観づくりに取り組みます。

② 公園の整備・管理 (再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・人通りの多い都心部などの公園において、再整備の機会を捉えてさらなる緑化を図り、みどりによる居心地の良い空間の創出に取り組みます。

③ 水辺環境の魅力づくり (再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくりの推進に向けて、公園の再整備などの水辺の魅力づくりに取り組みます。

④ ^{まちなか}街中の花壇の整備・運営 (再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・市民・企業などの多様な主体と共働する様々な仕組みにより、街中の公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ(空港・駅・港)などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。



方針3 身近な場所に魅力的なみどりをつくる



まちの特徴を踏まえ、公園の整備・管理に取り組むとともに、公共施設や民有地など、様々な場所でみどりによる彩りや潤いが感じられるまちづくりに取り組みます。



公園の拡張整備 (桧原桜公園)



特色のある公園 (かなたけの里公園)

① 公園の整備・管理 (再掲)

<施策の基本的考え>

- ・ 街区公園や近隣公園などの市民に身近な公園については、公園の配置状況など校区特性を踏まえながら、適正な配置に取り組みます。福岡市においては、まとまった公園用地の確保が困難であることから、公共施設の廃止などの様々な機会を捉えながら、用地の確保に努めるなど、財政負担も考慮しながら検討します。
あわせて、周辺環境や地域ニーズの変化などにより、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できなくなっている公園は、校区の特性や地域の意見などを踏まえながら、機会を捉えて公園区域の拡張や、機能、敷地の再編・集約を検討します。
- ・ 歴史を学べる公園 (金印公園・友泉亭公園など) や自然を感じられる公園 (かなたけの里公園・生の松原海岸森林公園など)、動植物園などの特色のある公園については、その個性を活かす整備や管理を行うとともに、イベントや情報発信などの啓発を図ります。

公園の整備・管理の方針

■公園の整備の方針

公園は、都市公園法や福岡市公園条例等に基づき、以下の種別に分類しています。

また、公園の配置にあたっては、市民が身近に利用できる公園をバランス良く配置するために、公園の種別毎に配置方針を定めています。

【身近な公園】

・ 幼児公園

街区公園の一種であり、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です（面積は原則0.1ha未満）。主に一定規模以上の民間の開発行為等により設置される、街区公園を補完する公園です。

例：香椎4号公園、東光1号公園、六本松2号公園、花畑2号公園、田島1号公園、曙公園、周船寺1号公園 など

・ 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

面積0.1ha以上、1小学校区に4箇所を原則としつつ、校区の特性に応じて配置します（標準面積0.25ha、誘致距離250m）。

例：名島南公園、大浜公園、西町公園、長住北公園、油山北公園、百道浜東公園、北原中公園 など

・ 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。

面積は1ha以上、1小学校区に1箇所を原則としつつ、校区の特性に応じて配置します（標準面積2ha、誘致距離500m）。

例：香椎浜北公園、下月隈公園、警固公園、野間大池公園、片江中央公園、重留中央公園、野方中央公園 など

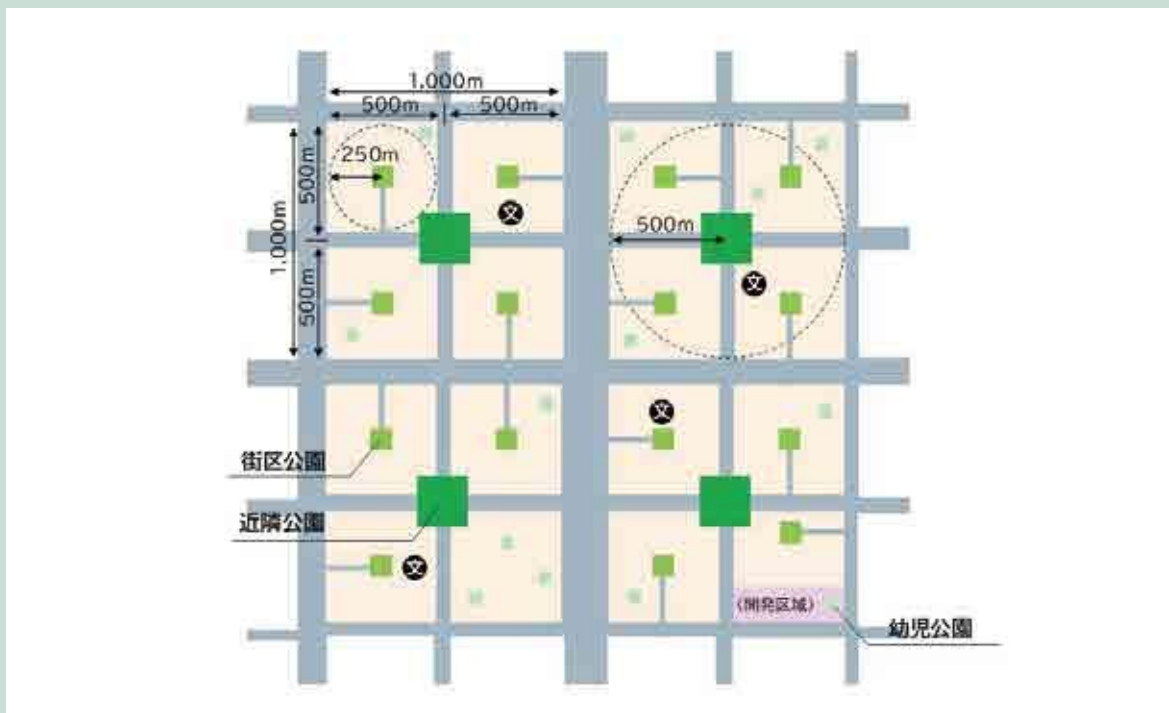


図4-4 都市公園等配置モデルパターン

【大規模な公園】

• 地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。敷地面積4haを標準として定めることとしており、各区に2~3カ所または都市基幹公園（総合公園、運動公園）を補完する場所に原則として配置します。

箱崎公園、香椎浜公園、名島運動公園（県）、汐井公園、山王公園、大井中央公園、上月隈中央公園、西油山公園、百道中央公園、生松台中央公園

• 総合公園

市民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。山すそ部やため池等の地域の自然・文化的特徴を活かした場所、広域的な利用が可能な場所に配置します。

アイランドシティ中央公園、青葉公園、東公園（県）、東平尾公園、舞鶴公園、大濠公園（県）、南公園、西南杜の湖畔公園、小戸公園

• 運動公園

市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。

多々良川緑地、那珂川緑地、桧原運動公園、室見川緑地、早良運動公園、西部運動公園、今津運動公園

総合的なスポーツやレクリエーション施設をもった地区公園や総合公園、運動公園については、全市的な配置バランスを考慮しながら整備を進めます。

また、老朽化した施設の更新や既存施設の拡張の検討を行います。

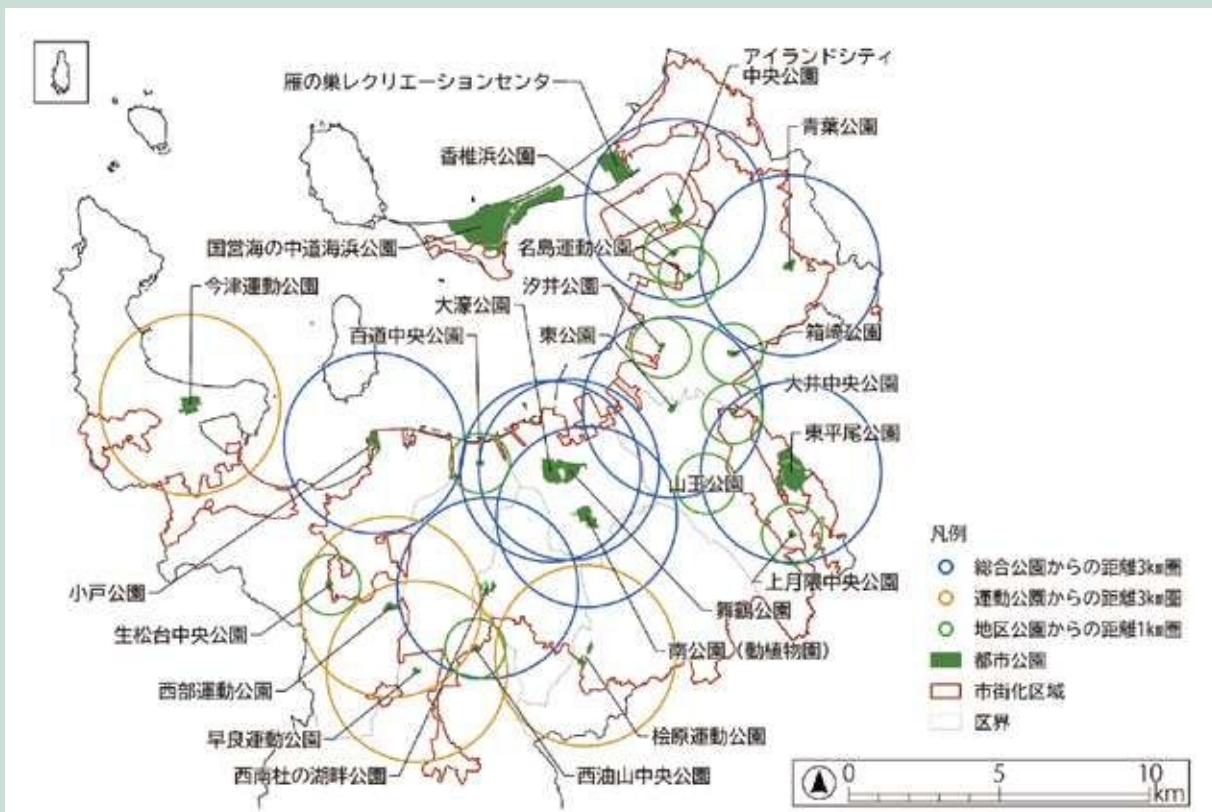


図4-5 大規模な公園の配置状況

【特殊公園】

・風致公園

主として風致を享受することを目的とする公園です。眺望の良い樹林地やため池、海岸の松林等に配置します。

青葉の杜公園、名島城址公園、西公園（県）、平尾大池公園、柏原公園、鬼面池公園、片江風致公園、曲淵ダムパーク、徳永南公園、今宿森林公園、生の松原海岸森林公園、能古島公園、かなたけの里公園

・墓園

その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園です。市東部、中部、西部に配置します。

三日月山霊園、平尾霊園、西部霊園

・歴史公園

史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とする公園です。文化財の立地に応じて配置します。

金印公園、金隈遺跡公園、友泉亭公園

・動植物公園

動物園、植物園等特殊な利用に供される公園を配置します。

花畑園芸公園

【その他の都市公園】

・国営海の中道海浜公園

一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する公園で、広域レクリエーション需要を充足することを目的としています。

規 模：539.4ha（うち415.9ha 開園、雁の巣レクリエーションセンターを含む。）

施設概要：広場、園路、駐車場、遊戯施設、ホテル、プール、海洋生態科学館、青少年海の家等

・都市緑地

都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るための緑地です。特別緑地保全地区等の地域制緑地の指定と調整しつつ、都市内に適宜配置します。

（標準面積0.1ha以上 ※既成市街地等における良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るための緑地は0.05ha以上）

例：和白1号緑地、東光寺緑地、福浜7号緑地、平和東緑地、梅林緑地、西新北緑地、生ノ松原緑地など

・緑道

災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

（標準規模 幅員10～20m）

例：筥崎緑道、那珂緑道、梅光園緑道、那珂川河畔公園、一本松川緑道、百道1号緑道、愛宕浜緑道など

■公園の管理方針

公園の管理においては、様々な手法を用いて、適切な維持管理及び運営を行っています。維持管理については、利用者の安全確保を最優先とし、誰もが安心して快適に利用できる環境づくりに取り組みます。運営については、みどりを「創る・守る」に「活かす・育てる」という新たな観点を加えることで、より使われる公園になるよう取り組みます。これらにより、公園の魅力や資産価値を高めることで、市民のWell-beingの向上を図ります。あわせて、公園DX等も活用しながら、効率的な管理に取り組みます。

○公園の種別や特性等に応じた管理

街区公園や近隣公園などの地域に身近な公園については、多様化する地域のニーズに迅速かつ的確に対応するため、市民生活に密着したサービス提供を行う各区役所が管理を行います。また、総合公園や運動公園など、市民はもとより市外からの利用者も想定される公園については、指定管理者制度の導入を行い、各公園の特性を踏まえた、民間ノウハウを活かした、きめ細かな管理を行います。

○安全・安心の確保

公園の遊具やベンチなどの施設の維持管理については、日常的な巡回点検に加え、専門技術者による定期的な安全点検を実施します。また、老朽化した施設については、長寿命化計画を踏まえ計画的な補修や改修、更新等に取り組みます。

植栽管理については、樹木の剪定や低木の刈込み、除草などにより、公園内の見通しの確保に努め、地域の目が届き安全で安心して利用できる公園づくりに取り組みます。また、高齢化・大径木化に伴い、様々な課題がある樹木については、地域の意見を伺いながら樹木の更新等を検討します。

○官民連携による利活用の推進

公園に対して親しみや愛着をより感じてもらうため、公園愛護会制度やコミュニティパーク事業、公園協議会制度などを活用し、市民・企業等の多様な主体との共働による利活用の推進に取り組みます。また、Park-PFI制度の活用など、公園の賑わいづくりへの民間事業者の参画の促進や、公園内での花壇活動を支援する仕組みなど、民間活力を活かし、魅力あふれる公園づくりに取り組みます。

○みどりの資産の有効活用

グリーンインフラである公園を「みどりの資産」として捉え、憩いや運動、健康・福祉の増進など、多様な利活用の推進により、社会課題の解決に寄与する取組みを進めます。また、公園の管理等の充実を図るため、公園のネーミングライツ^{※1}や企業協賛による花壇の設置、クラウドファンディング^{※2}の活用など、経営的視点を取り入れたみどりの資産の有効活用に取り組みます。

※1 ネーミングライツ：企業などが公共施設やイベントの名称に自社名などを付ける権利を取得すること。

※2 クラウドファンディング：一般に「新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み」のこと。

② 公共施設の緑化推進(再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・ 憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面等も活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。
- ・ 公共公益施設については、特に多くの市民が訪れる区役所や地下鉄等において、緑化協議等により、緑化や既存の樹木の保全を積極的に推進し、一定以上の緑の面積の確保と、質の高い緑化を推進します。

③ 民有地の緑化促進(再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・ 都心部のオフィスビルをはじめ、全市域における一戸建の庭や壁面の緑化に加え、共同住宅の多い福岡市の特徴を踏まえ、共同住宅等のベランダの緑化に対して費用を助成するなど、緑化の支援に取り組みます。
- ・ 都心部においては、緑化や環境に配慮したビル計画に対して容積率緩和制度を活用し、緑化を促進します。
- ・ 地区計画や緑地協定、総合設計制度の活用などにより、みどりの確保や緑化の推進に取り組みます。

④ ^{まちなか}街中の花壇の整備・運営(再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・ 市民・企業などの多様な主体と共働する様々な仕組みにより、街中の公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・ 特に都心部やゲートウェイ(空港・駅・港)などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。



市役所本庁舎の緑化

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

今後の社会情勢を踏まえ、多様な主体の参画のもと、公園の適正な管理や利用ルールの柔軟化を図るなど、誰もが自分らしく健康で豊かな生活を楽しめるみどりづくりを進めます。

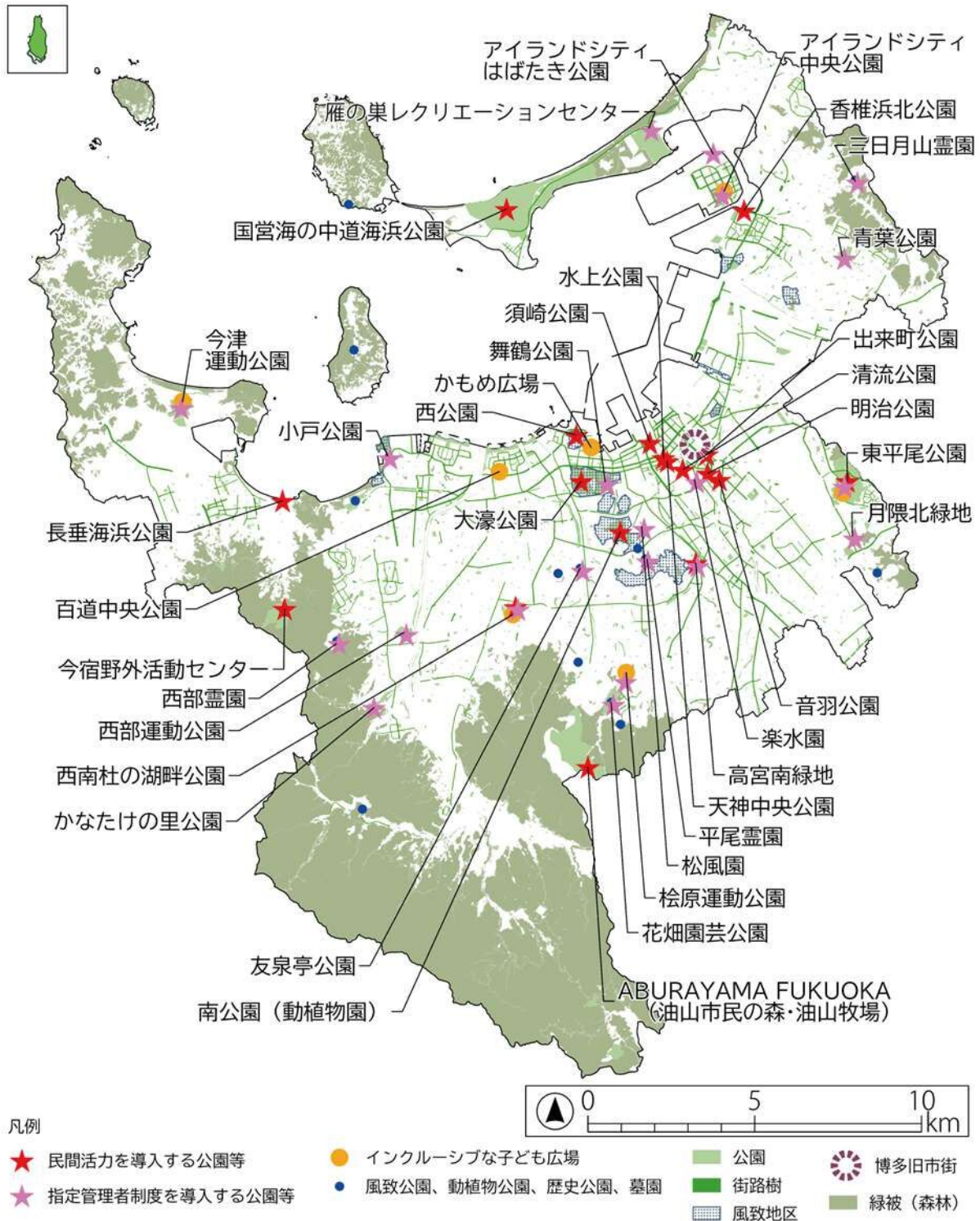


図4-6 基本方向4の配置計画図

方針1 みどりで誰もが愛着を持てるまちをつくる



多様な主体の参画のもと、使いやすく利用してもらえるような公園等の整備を進めるとともに、管理や運営体制の充実を図ることで、みんなに親しまれるみどりづくりに取り組みます。



子どもが遊べる広場の整備 (百道中央公園)



公園の利用ルールづくりの検討 (下月隈中央公園)

①公園の整備・管理 (再掲)

<施策の基本的考え>

- ・ 街区公園や近隣公園などの地域に身近な公園の整備については、整備内容や地域の実情に応じてワークショップを開催し、子どもや高齢者、障がい者など幅広い市民の参加を促し、地域が主体となった公園づくりを進めます。
- ・ 誰もがお互いを理解し安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができるインクルーシブ※1な子ども広場の整備に取り組むとともに、さらなる充実に向けて検討を進めます。
- ・ 公園愛護会活動やコミュニティパーク事業など、地域や企業等と連携した取組みにおいて、様々な支援により、公園の利活用の推進に取り組めます。
- ・ 足腰にやさしい舗装材を使ったウォーキングやジョギングルートの整備、ストレッチなどができる遊具の設置について、地域の意見も踏まえながら、健康づくりに寄与する公園づくりに取り組みます。
- ・ 魅力あふれる公園づくりをめざすため、Park-PFI制度や指定管理者制度等の民間活力を導入しながら、花や緑で彩られた居心地の良い空間や賑わいと憩いの場の創出に取り組めます。
- ・ 公園でのイベント申請のオンライン化や、公園施設の利用料金のキャッシュレス化など、新たな技術を導入しながらデジタル化・DX化を積極的に推進することで、市民サービスの向上を図ります。

※1 インクルーシブ: inclusive。包摂的。

② 街路樹の整備・管理 (再掲)

<施策の基本的考え>

- ・道路空間に応じて、郷土色豊かな常緑樹や、四季の変化を感じられる落葉樹など、樹木の特性を考慮しつつ、地域の要望も踏まえて樹種を選定することで、統一感と彩りのある街並みの形成を図りながら、福岡らしい魅力的な景観の創出に取り組みます。
- ・行政による適正な管理に加えて、市民や企業による落ち葉清掃や除草、花づくりなどへの支援の促進など、多様な主体との共働による管理の充実を図ることで、市民や企業、行政が一体となり、街路樹のある美しい景観づくりに取り組みます。

コラム インクルーシブな子ども広場

「インクルーシブな子ども広場」とは、年齢や性格、障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して自分らしく遊ぶことができる場所をめざして、市が整備を行っている遊び場です。インクルーシブとは「すべてを包み込む」を意味する言葉です。

2021(令和3)年から2023(令和5)年にかけての検証やアンケート調査などの結果を踏まえて、2023(令和5)年に「インクルーシブな子ども広場整備指針」を策定し、整備を進めています。

インクルーシブな子ども広場の整備にあたっては、それぞれで何度もワークショップを開催し、地域住民や障がいのある子どもがいる保護者などの皆様と一緒に、整備プランを作成しています。



車いすからも移乗しやすい乗り込みの高さで、寝そべっても乗れるおわん型の回転遊具。年齢差のある子どもと一緒に楽しめる



柵の代わりになるベンチ。あらゆる方向から子どもを見守れるとともに、子どもの飛出しの抑止が期待できる



小さな子どもや体幹の弱い子どもでも楽しめるざる型のブランコ。保護者やきょうだいで一緒に遊ぶことのできる二人用タイプもある



音声案内や介助用の大型ベッド、オストメイト施設などが設置されたバリアフリートイレ

方針2 みどりで生活に彩りや潤いをもたらす



みどりを大切にし、資産として有効活用することで、身近な生活において、安らぎを感じられる、癒しのあるまちづくりを進めます。



おもてなし花壇 (天神地区)



公共施設の木造化
(照葉はばたき公民館・老人いこいの家)

① まちなか 街中の花壇の整備・運営 (再掲)

<施策の基本的考え>

- ・市民・企業などの多様な主体と共働する様々な仕組みにより、街中の公共空間や民有地も含めた花壇の整備・運営を進めることで、まちの魅力や価値を高めます。
- ・特に都心部やゲートウェイ (空港・駅・港) などの多くの人が集まる場所においては、四季の彩り豊かな花壇を演出し、花によるおもてなし空間を創出します。

② みどりの資産の有効活用

<施策の基本的考え>

- ・グリーンインフラである公園や街路樹などを「みどりの資産」として捉え、憩いや運動、健康・福祉の増進など、多様な利活用の推進により、社会課題の解決に寄与する取組みを進めます。
- ・みどりの管理や整備の充実を図るため、公園のネーミングライツや企業協賛による花壇の設置、駐車場の有料化、みどりの基金、グリーンボンド、クラウドファンディングの活用など、経営的視点を取り入れたみどりの資産の有効活用に取り組みます。
- ・CO₂吸収の役割を担う森林を維持し、その働きを高める間伐等の適正管理を進めるとともに、創出されたクレジットを販売することで福岡市の森林整備に活用します。
- ・CO₂を炭素として固定した木材の利用を推進するため、公共施設の木造化や内装等の木質化などに取り組みます。
- ・間伐等で発生した木材等のチップ化や落葉の堆肥化などの活用に取り組むとともに、公共工事に伴い発生する移植木を活用した取組みを進めます。
- ・公園等への電源や排水施設等の整備や、特定の公園における分かりやすい使用料の設

定など、公園の賑わいづくりへの民間事業者の参画を促進します。

- みどりに関連する地場企業の海外進出の支援など、みどりを活用した雇用の創出等に取り組めます。
- デジタル技術を活用し、公園や街路樹などのみどりに関するデータの収集・蓄積に取り組むとともに、そのデータを分析することで、市民に対するみどりのデータの見える化やデータに基づいた施策の分析など、みどりに関する業務のデジタル化・DX化を推進します。

コラム

みどりの資産に応じた有効活用

福岡市では、公園や街路樹などのみどりを資産として捉え、有効活用を図ることを目的として、2016(平成28)年に「福岡のみどり経営基本方針」を策定しました。

本計画は、この方針を取り入れた上で、昨今の社会動向を踏まえてアップデートしており、みどりの資産のさらなる有効活用を図るものとしています。

今後、多様なみどりの役割を最大限に発揮するためには、個々のみどりにおいて、土地の特性や利用者のニーズ等を把握しながら、望ましい将来像を実現することが重要です。



図4-7 みどりの資産の分類とそれぞれのめざす将来像

方針3 みどりでまちに風格を与える



鴻臚館跡・福岡城跡のある舞鶴公園や志賀島の金印公園、身近な場所に存在する社寺林や保存樹、山林や海岸林の美しい自然景観など、歴史的背景や文化的価値のあるみどりを守り、継承するとともに、みどりを通じた文化的な生活を育み、風格あるまちを醸成します。



保存樹 (住吉神社)



高宮南緑地

① 法律・条例等によるみどりの担保

<施策の基本的考え>

- ・ 神社・寺院周辺の社寺林などの歴史を感じられるみどりについては、特別緑地保全地区や緑地保全林地区、市民緑地の指定などにより保全するとともに、歴史・伝統文化の体験や観光情報発信など、観光拠点づくりにも取り組みます。
- ・ 風致地区や景観計画による基準に基づき緑化や緑地保全の協議・指導を徹底し、自然環境と調和のとれた都市景観の維持に取り組みます。
- ・ 私有地の大木・名木である保存樹については、所有者が適切に維持管理できるよう支援します。
- ・ 標高80m未満の山すそのみどりについては、自然豊かな風景を維持するため、無秩序な開発の抑制に取り組みます。
- ・ 国定公園や保安林等の指定により大半が保全されている生の松原や和白、奈多、三苦などの海岸の松林の良好な自然の海岸線を守り育てます。
- ・ 開発時における指導の際には、樹木の育成空間の確保により樹木の大木化を進めるなど、都市の風格づくりを進めます。

② 公園の整備・管理 (再掲)

<施策の基本的考え>

- ・ 自然環境や歴史資源を活かすため、文化施設と公園の一体的整備や、史跡・遺跡の公園的整備などを進めるとともに、歴史的建造物を活用したおもてなしや交流の場の創出を図るなど、歴史を感じられる公園づくりに取り組みます。
- ・ 舞鶴公園・大濠公園については、「セントラルパーク構想」に基づき、都心に近い貴

重な緑地空間として水と緑の保全に取り組むとともに、国史跡である鴻臚館跡・福岡城跡などの歴史資源を活かした公園づくりに取り組みます。

コラム 保存樹

まちなか

街中に残る大木は、地域の歴史を見守ってきた遺産であるとともに、まちにうるおいを与えてくれる貴重な財産です。福岡市ではこれらの大切なみどりを後世に残すために、民有地において、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、ある一定の基準をみたした大木を「保存樹」として指定し、所有者に対して樹木診断や剪定費用の補助などの支援をしています。[▶図4-8参照]

2024(令和6)年度時点で1,644本指定しており、政令市で最も多い指定本数となっています。

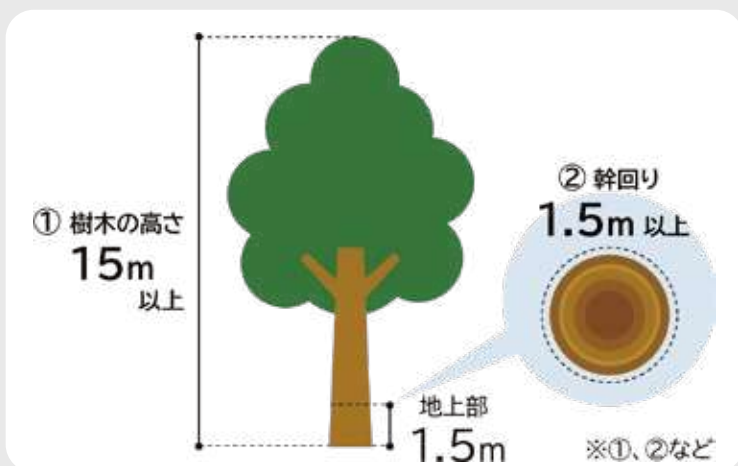


図4-8 保存樹の指定基準



高宮八幡宮 (クスノキ)

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

災害に強いまちづくりを進めるため、みどりの持つ防災機能を高め、グリーンインフラを推進するとともに、災害時の危機管理体制や地域防災力の強化、日常生活におけるみどりの安全確保を図ります。

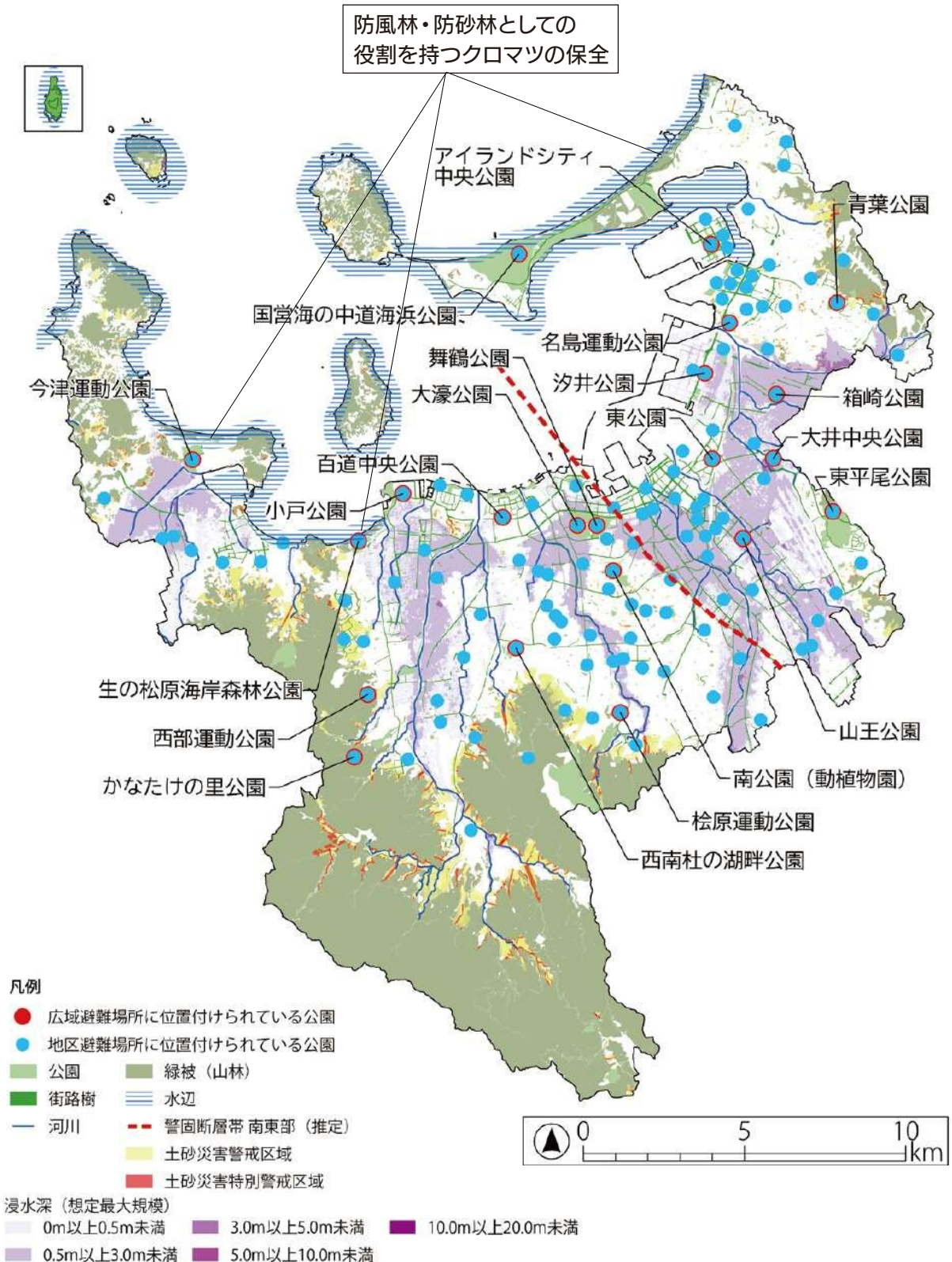


図4-9 基本方向5の配置計画図

方針1 災害を防止するみどりを充実する



雨水流出の抑制（浸水被害の軽減）や防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、様々な防災機能を高めるため、グリーンインフラとして、みどりの保全や整備、適正な維持管理に取り組みます。



森林の保全（生の松原）



河川の改修（周船寺川の拡幅）

① 森林の保全・管理（再掲）

<施策の基本的考え>

- ・ 間伐等による手入れや良好な林床の維持を行い、災害に強い森林づくりに取り組みます。
- ・ 水源かん養林の機能維持増進を図るため、スギやヒノキの人工林を主伐し、広葉樹等の苗木を植樹して針広混交林化を促進するとともに、根が浅く繁茂しやすい竹類等を伐採するなど、計画的な整備を行います。

② 樹林地の保全・管理（再掲）

<施策の基本的考え>

- ・ 樹林地を保全するとともに、間伐や枯れ枝の撤去など、適正に維持管理を行うことで、雨水流出の抑制による浸水被害軽減や土砂災害防止など、防災・減災の機能維持・向上に努めます。

③ 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え>

- ・ 豪雨時の雨水流出抑制のため、グリーンインフラの観点から緑化を進めるとともに、透水性舗装や浸透側溝などの整備を進め、災害の備えとなる公園づくりを進めます。

④ 街路樹の整備・管理 (再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・街路樹には、大規模火災発生時の延焼防止や、震災時の建物倒壊の抑制など、多様な役割を担っています。そのため、道路整備にあわせて計画的な植栽を進めるとともに、定期的な剪定や樹木医による診断など、管理の充実により保全に努め、市街地の防災・減災機能の維持・向上に努めます。

⑤ 河川の保全 (再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・大雨による河川の氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図るため、護岸の整備等の河川改修を推進します。また、排水機場^{※1}など老朽化した施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕・更新を進めます。
- ・二級河川を管理する県に対しては、適切な維持管理及び改修を要望するなど、流域治水の推進に向けて、県とも連携し災害の防止に努めます。

⑥ 農地の保全

＜施策の基本的考え＞

- ・市街化区域においては、緑地機能や防災機能など良好な都市環境の形成に寄与する生産緑地制度を活用し、新たな生産緑地地区の指定や、指定後30年を経過する地区の特定生産緑地の指定により、都市農地の保全に努めます。
- ・ため池、井堰、水路、農道などの農業用施設の老朽化に伴う保全工事等を実施し、農業の機能持続を図ります。

⑦ 博多湾の環境保全 (再掲)

＜施策の基本的考え＞

- ・国定公園や保安林等の指定により大半が保全されている生の松原や和白、奈多、三苦などの海岸の松林の良好な自然の海岸線を守り育てます。
- ・防風・防砂や景観形成に重要な松林において、松くい虫防除対策を実施し、松林の保全・再生に努めます。

※1 排水機場:ポンプにより堤防を横断して内水または河川水を排除するために設けられる施設。

方針2 災害時に機能するみどりをつくる



災害時の避難場所や避難路となるみどりの確保や、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮する公園づくり、災害時の防災拠点となる公園の周知などに取り組みます。



防災意識を高めるイベント（舞鶴公園）



マンホールトイレ（大浜公園）

① 公園の整備・管理（再掲）

<施策の基本的考え>

- ・ 市民等が災害の危険から命を守るために緊急的に避難する地区避難場所となる近隣公園など、地域に身近な公園を整備するとともに、地区避難場所よりもさらに安全性が高い場所として広域避難場所となる総合公園や運動公園など、大規模なオープンスペースを有する公園も整備します。

② 災害時の協力体制の強化

<施策の基本的考え>

- ・ 災害対策基本法に基づく団体との「防災活動に関する基本協定」に基づき、公園内のがけ崩れへの対応など、被災した公園などの施設の復旧や応急処理などの災害時における緊急的な防災活動の協力体制を強化します。
- ・ 災害時に発生する家庭の災害ごみの受入れとしての一次仮置場の設置など、災害時の協力体制の強化を図ります。
- ・ 都市の防災機能の強化のため、災害時に避難空間や復旧用資材置場として活用可能となる防災協力農地としても登録される生産緑地地区の保全や新たな指定に取り組みます。

③ 地域防災力の向上

<施策の基本的考え>

- 公園については、地域との協定の締結等により防災設備（かまどベンチやマンホールトイレ等）や防災倉庫を設置できることなど、防災機能に関する制度の周知や啓発に取り組めます。
- 公園での防災訓練など、地域における自主防災活動の支援に取り組めます。
- 災害時に地域住民が適切に避難行動をとれるよう、出前講座等を通して、指定避難所やハザードマップのほか、指定緊急避難場所となる公園などの周知や啓発に取り組めます。
- 災害等の緊急時において、公園が救援・復興活動の拠点として機能するよう、平常時から公園愛護活動や花壇づくり活動の支援などを通して、地域や企業等と密に連携した体制づくりを進めます。



方針3 誰もが安全に利用できるみどりを広げる



公園利用者の安全確保や防犯機能の強化、地域の見守り体制構築など、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全・安心に生活できる環境づくりに取り組みます。



公園のバリアフリー（スロープや手すりの設置）



多言語に対応した公園内の看板

① 公園の整備・管理（再掲）

＜施策の基本的考え＞

- 公園の新規設置や再整備においては、子どもが安心して遊べる空間や、親が安心して子どもを見守り快適に時間を過ごすことができる居場所等を確保します。
- 公園の遊具やベンチなどの施設の維持管理については、日常的な巡回点検に加え、専門技術者による定期的な安全点検を実施します。また、老朽化した施設については、長寿命化計画を踏まえ計画的な補修や改修、更新等に取り組みます。
- 植栽管理については、樹木の剪定や低木の刈込み、除草などにより、公園内の見通しの確保に努め、地域の目が届き安全で安心して利用できる公園づくりに取り組みます。
- ユニバーサルデザイン※1の理念に基づき、公園のバリアフリー化などを進め、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまちの実現をめざします。
- 外国人観光客などの幅広い公園利用者に向けて、園内サインや看板等により公園のルールを周知するなど、公園におけるモラル・マナーの向上を図り、安全で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

② 地域防犯力の向上

＜施策の基本的考え＞

- 地域による清掃や花づくりなどの活動の促進により、地域の見守りの目を増やします。
- 地域、警察、事業者、関係団体等と連携して、街頭防犯カメラ設置の支援等、防犯施策を推進します。

※1 ユニバーサルデザイン：年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくという考え方。

基本方向6 行政・市民・企業など
多様な主体がみどりのまちづくりに **携わる**

花と緑あふれるまちづくりに向けて、行政・市民・企業など多様な主体による活動の輪を広げるため、様々な啓発事業を実施するとともに、活動の場づくりや支援の充実、人材の育成を進めます。

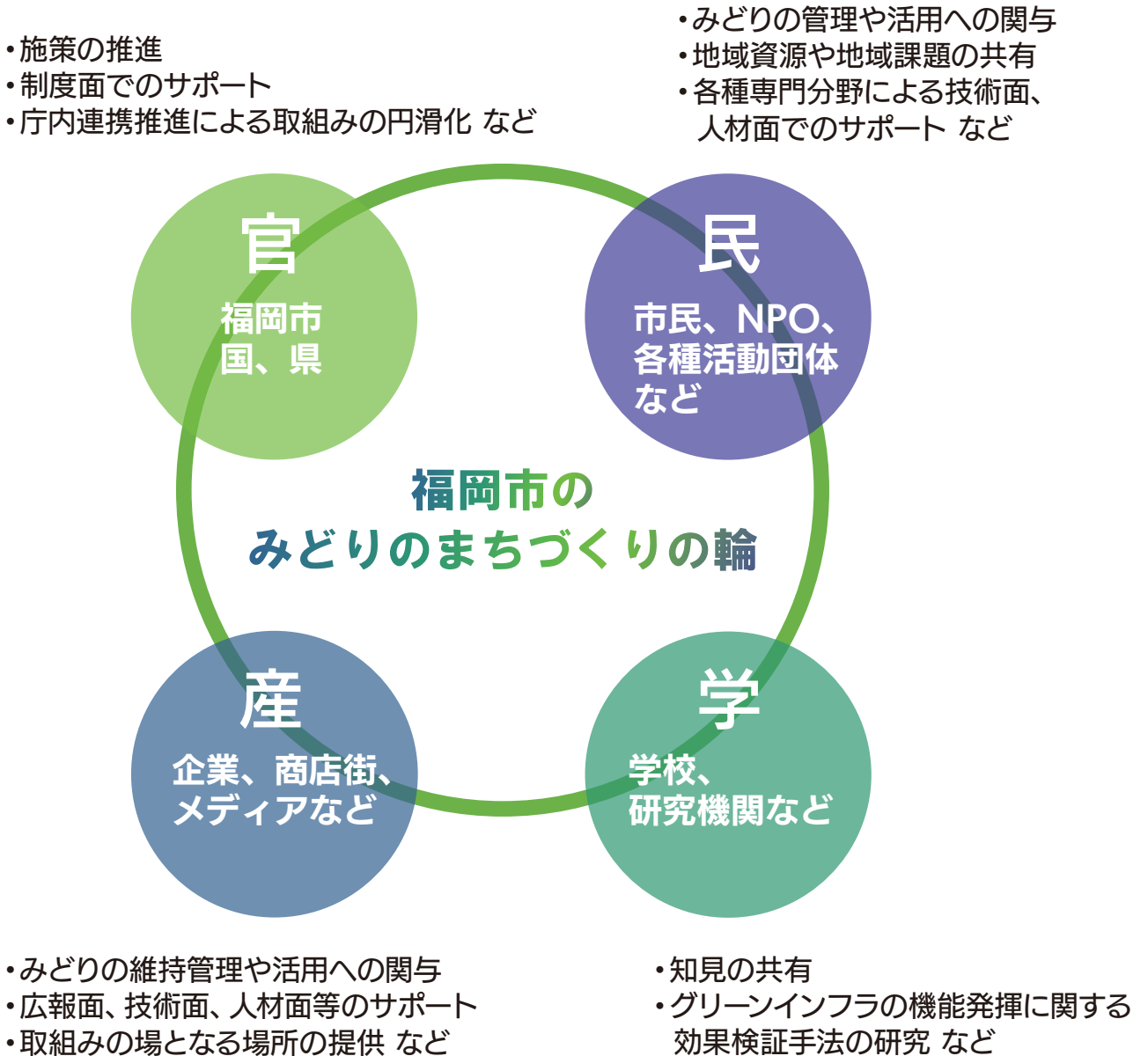


図4-10 基本方向6の概念図

方針1 みどりに関心を持つきっかけを増やす



みどりに関わりを持ち、みどりを知る機会を創出することで、みどりのまちづくり活動をはじめたくなるきっかけづくりに取り組みます。



福岡城さくらまつり
(舞鶴公園)



地域との街路樹の植樹運動
(博多区 雑餉隈)

① みどりに関するイベントの充実や情報発信の強化

＜施策の基本的考え＞

- ・ 歴史資源や四季折々の花々を活かし、様々な人が魅力と感じられるような、多様な視点やアプローチを取り入れたイベントなどの充実に取り組みます。
- ・ 緑のコーディネーターの講座など、多様な主体が自主的に取り組む、花や緑に関心を持つきっかけとなる機会の創出を支援します。
- ・ 情報発信においては、ホームページやSNSなどを活用するとともに、企業との連携による情報発信など、多様な手法を通して発信力の強化を図ります。

② 市民・企業などとの共働による植樹運動

＜施策の基本的考え＞

- ・ 市民や企業などによるみどりづくりをより一層推進していくため、市民への苗木配布や、市民や企業と連携した植樹などに取り組みます。

③ 環境学習の推進

＜施策の基本的考え＞

- ・ 公園や森林などのみどりづくりにおいては、ワークショップや説明会を開催するなど、市民等がみどりに親しむ機会を創出します。
- ・ 自然公園や里山・里海など豊かな自然環境や、油山牧場、背振少年自然の家などの市有施設を活用した環境教育カリキュラムの充実などに取り組みます。
- ・ 地域の自然環境等を活かした体験学習や、副読本、ICTの活用等による環境教育プログラムや教材の充実などを通して、子どもたちの環境意識を育みます。

方針2 みどりのまちづくり活動への参加を促進する



多様な主体が活動に参加しやすい場づくりや、活動の促進、継続のための支援に取り組めます。



森林でのワークショップ
(鴻巣山)



地域・企業による花壇づくり
(博多区 東光)

① 多様な主体が活動できる環境の創出

<施策の基本的考え>

- ・みどりのまちづくり活動において、個人単位で気軽に参加できる仕組みや、地域に住む外国人も参加しやすい場づくりなど、多様な主体が取り組みやすい環境づくりに取り組めます。
- ・植物園は、花や緑に関する啓発や指導・相談などの機能を活かして、みどりのまちづくり活動を支援するとともに、花による共創のまちづくりを進めるための人材育成や共創の場づくりなど、さらなる機能の強化に取り組めます。

② 持続可能な管理体制の構築

<施策の基本的考え>

- ・多様な主体によるみどりのまちづくり活動を持続可能なものとするため、行政はもとより企業等と連携し、活動を支援する仕組みの充実を図ります。
- ・公園愛護会制度やコミュニティパーク事業、公園協議会制度などを活用し、市民・企業等の多様な主体との共働による利活用を推進することで、公園の管理体制の充実を図ります。

方針3 みどりのまちづくり活動の輪を広げる



専門知識や技能を持ったみどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材の育成や、みどりに関する多様な主体との連携強化に取り組みます。



緑のコーディネーター養成講座
(福岡市植物園)



ガーデナー講座
(福岡市植物園)

① みどりに携わる人材の育成

<施策の基本的考え>

- ・多様な主体が自主的に取り組むみどりのまちづくり活動を支援するとともに、みどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材として、花や緑に関する知識や関心をもつ方を緑のコーディネーターとして養成します。
- ・花や緑によるまちづくりを広げる担い手の充実を図るため、キーパーソンとなる高度な技術や知識を持った人材の育成などに取り組みます。
- ・地域における環境分野の人材養成講座を実施するなど、環境活動を推進するリーダーの発掘・育成に取り組みます。

② 花や緑に限らない多様な分野の主体との連携

<施策の基本的考え>

- ・みどりによる共創のまちづくりを定着させる仕組みとして、花や緑に限らない多様な分野の主体と連携しながら、みどりの新しい価値・可能性を見出し、みどりを通じた新たな視点での取り組みを創出します。
- ・多様な分野の主体間における情報共有など、連携強化に取り組むことで、みどりに関する推進体制を強化します。

コラム みどりのまちづくり活動の例

● 一人一花運動

市民・企業・行政一人ひとりが、公園や歩道、会社、自宅など、ありとあらゆる場所での花づくりを通して、人のつながりや心を豊かにし、まちの魅力や価値を高める、花による共創のまちづくりをめざす取り組みです。



市民・企業等による
花づくりの支援



企業との連携による
花づくりの輪の拡大



他の自治体との連携
(福岡県や北九州市と連携)

【Fukuoka Flower Show】

一人一花運動の取り組みをさらに進めるため、イギリスの「チェルシーフラワーショー」を参考に、ガーデン文化の定着による市民生活の質の向上、観光・MICEの推進、社交・ビジネスの場づくりなどをめざし、花をテーマとしたMICEである「Fukuoka Flower Show」を開催します。

これにより、花と緑あふれるまち・福岡のイメージを世界に発信し、花や緑に携わる関係者やプレーヤーを増やすことで、業界全体の発展及び市民活動としての裾野も広がっていくことを期待しています。



シンボルガーデン
(福岡市植物園)

● 都心の森1万本プロジェクト

良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業との共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりを推進する取り組みです。



地域が行う植樹への支援



市民への苗木配布
(メモリアルツリー)



市民等の街路樹管理を支援
(街路樹サポーター制度)

～福岡市の特色ある公園～

● 福岡市植物園(温室)



建設省(現国土交通省)の都市緑化植物園構想の一環として計画され、1980(昭和55)年、平尾浄水場の跡地に開園した植物園です。園内には約2,600種の植物を展示しており、季節ごとに様々な植物が鑑賞できます。また、熱帯植物などを見られる温室や、みどりの相談所、ポタニカルライフスクエアなどの施設があり、楽しみながらみどりを育てることを学べます。写真のサボテンは、キンシャチ(金鯱)と呼ばれ、九州最大規模のものになります。

● 桧原運動公園(野球場)



福岡市南部の丘陵地、約13haの敷地において、野球場やテニスコートなどのスポーツ広場や遊歩道、芝生広場などを備えたレクリエーションの場として整備した運動公園です。四季を通して様々な種類の花や果樹の表情が楽しめる「花畑園芸公園」が隣接しており、一日かけて、スポーツやレクリエーションを楽しむことができます。

2 地域別

① 緑化重点地区

■緑化重点地区とは

「緑化重点地区」は、都市緑地法に基づき設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。

「緑化重点地区」では、みどりの基本計画がめざす姿をモデル的に具体化するとともに、市民・企業・NPO・行政の連携のもとに公園緑地の整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的、効果的に実施します。

■緑化重点地区の指定

福岡市における「緑化重点地区」は、「**市街化区域**」とします。

また、必要に応じて、「市街化調整区域のうち特に緑化の推進を図るべき地区」も含めるものとします。

地形的特性から以下の地域に分けられます。

- 「みどりの輪」や「みどりの帯」に含まれていたり、また「山すそのみどり」に接していたりと、風致地区等で既に緑が多く、それと一体的・連続的に緑豊かな地区環境を形成すべき地域
 - …中央緑地帯、西の帯、博多の森丘陵地、東の帯、油山
- 「博多湾水際帯」に含まれ、海辺と一体となった緑の保全・創出を図るべき地域
 - …今津、和白をはじめとする博多湾沿いの地域
- 「水辺のみどり」を形成する、河川やため池等の水辺と一体となった緑の保全・創出及びそれらのネットワーク化を図るべき地域 ※流域思考の概念も踏まえ分割
 - …室見川水系、多々良川水系、那珂川水系、樋井川水系、御笠川水系
- 都市の緑の顔、地域の緑の風景の核を形成するため、公共空間の緑化推進や民有地の緑化促進を図るべき地域
 - …都心部（天神地区や博多駅周辺地区）、広域拠点（東部、西部、南部）、地域拠点（和白、箱崎、雑餉隈、長住・花畑、六本松・鳥飼・別府、野芥、橋本、姪浜、今宿・周船寺）
- 物流、情報、研究開発など、福岡市の成長を推進する多彩な都市機能が集積しており、拠点の特性に応じて、緑化を図るべき地域
 - …アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地、セントラルパーク（舞鶴公園・大濠公園地区）、シーサイドももち、九州大学伊都キャンパス及びその周辺地区
- ヒートアイランド現象や暑熱環境の悪化に対応するため、緑化を図るべき地域

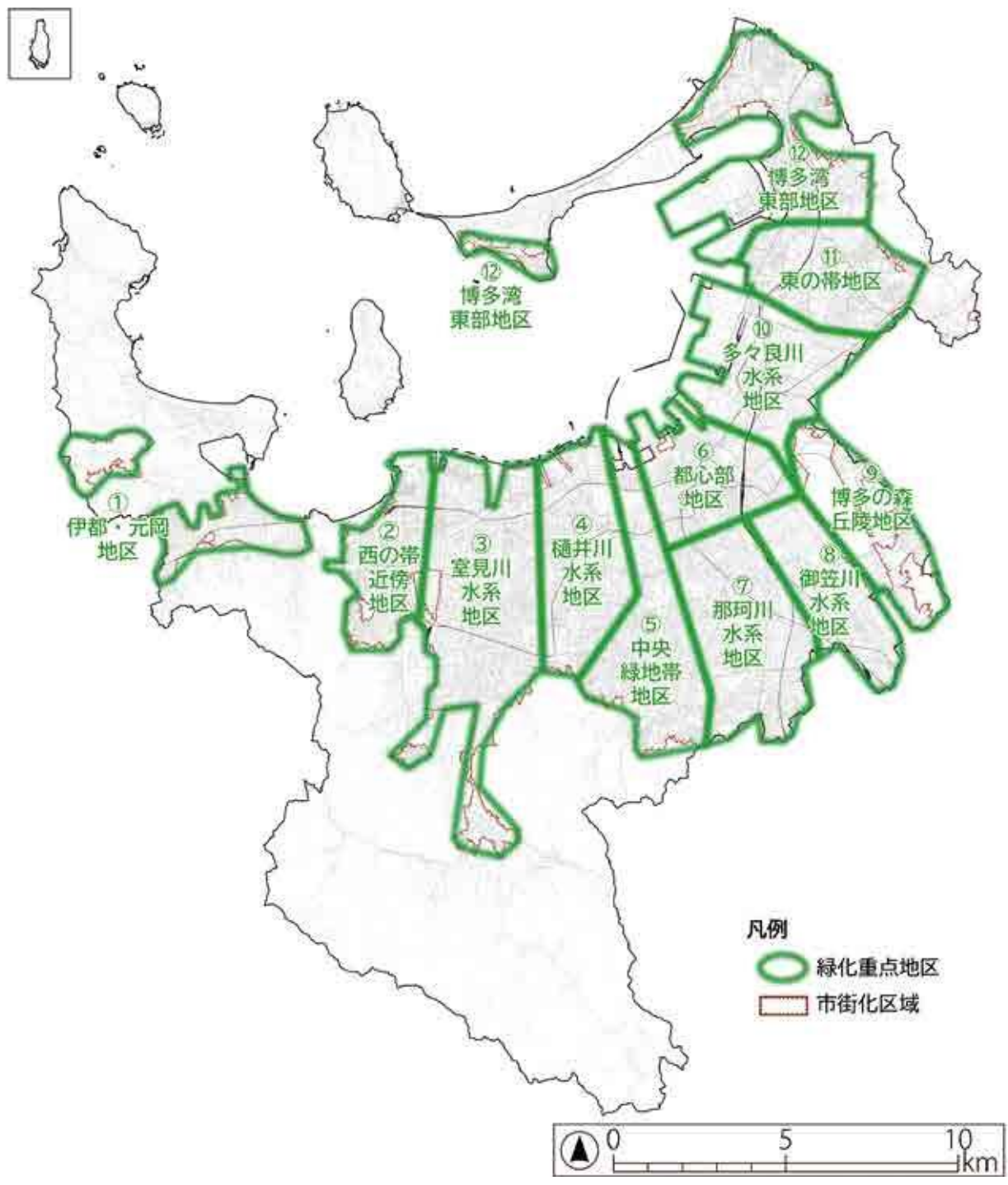


図4-11 緑化重点地区

② 保全配慮地区

■ 保全配慮地区とは

「保全配慮地区」は、都市緑地法に基づき設定する「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」です。

「保全配慮地区」では、可能な限り配慮を促し、緑地の保全に努めます。

■ 保全配慮地区の指定

福岡市における「保全配慮地区」は、市街地を囲んでいる山すそのみどりなどを含む、「市街化調整区域」とします。

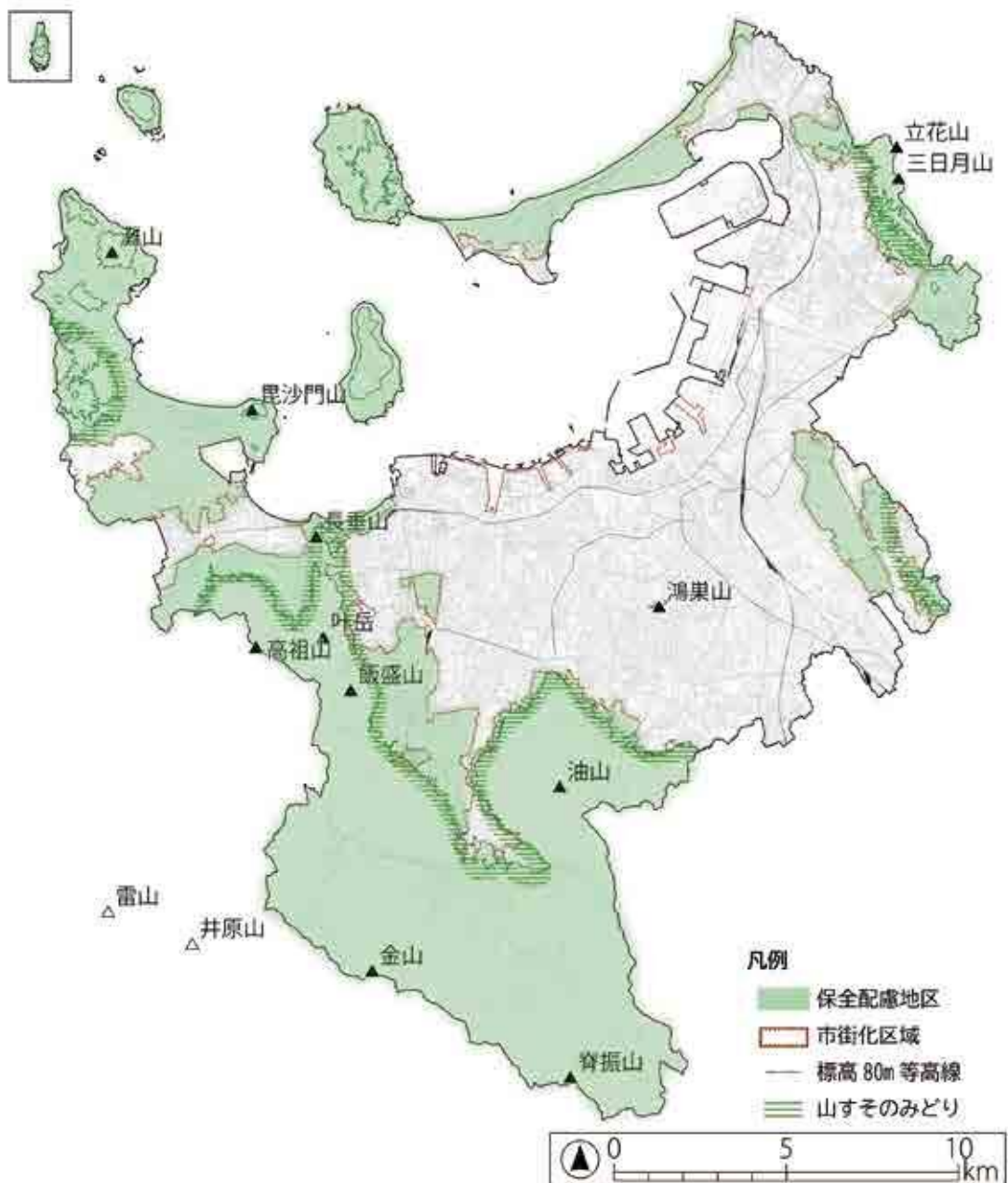


図4-12 保全配慮地区

特別緑地保全地区における「機能維持増進事業」

2025(令和7)年の都市緑地法の改正では、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新に向けて、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備が「機能維持増進事業」として位置づけられました。

市内には、2025(令和7)年4月1日現在、計71箇所・117.5haの特別緑地保全地区を指定しており、一部では、樹木の老齢化・大径木化や竹林の拡大などにより荒廃が進行している箇所も見受けられます。特にスダジイなどの根が浅く広がる樹種は、根の支持力の低下により、倒木するリスクが高まり、樹林地の利用者や隣接する居住者などの安全確保に支障をきたす恐れがあることから、管理上の課題となっています。

このような特別緑地保全地区においては、「機能維持増進事業」として、竹林の拡大の抑制や、強度間伐※1や群状間伐※2などにより萌芽更新※3を図り、地域固有の植生や生物多様性の回復を行うことで、市民が憩い安らげる空間や美しい景観の創出をめざします。また、伐採した樹木については、チップ化などを行い、マルチング材等で再利用を行うなどの活用に取り組みます。

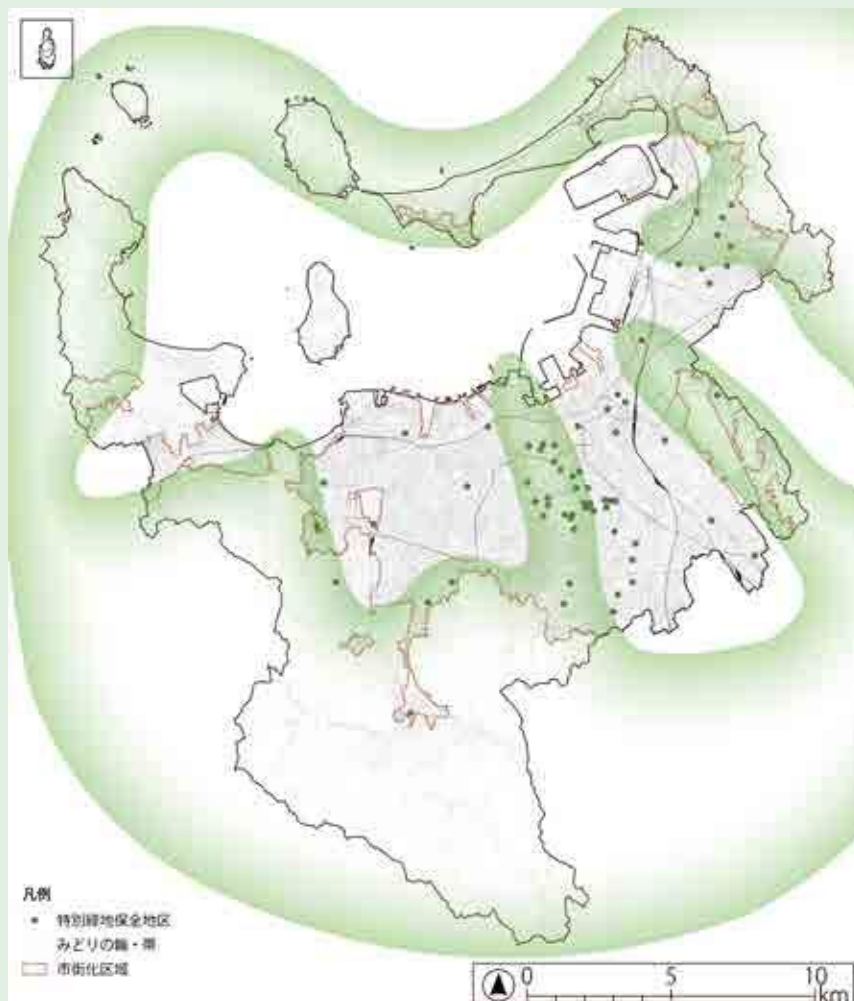


図4-13 特別緑地保全地区の位置図

※1 強度間伐：森林の密度を大きく下げするために、比較的高い伐採率で樹木を間伐する方法。

※2 群状間伐：密集して生えている木々を「群れ(グループ)」単位でまとめて間伐する方法。

※3 萌芽更新：伐採後の根株などから芽が再生し、森林を更新する方法。

～福岡市の特色ある公園～

● 今津運動公園(球技場)



西区今津にある、野球場・球技場・体育館・テニスコート・ジョギングコース・アスレチック広場・多目的広場などを備えた運動公園です。子ども向けのアスレチック広場やちびっこ広場には、冒険遊具や木製遊具、ロープ遊具などがあり、スポーツ・レクリエーションを楽しめます。

● 東平尾公園



福岡空港東側丘陵地一帯の広大な敷地をもち、市民に「博多の森」の愛称で親しまれている総合公園です。Jリーグ・アビスパ福岡のホームグラウンドでもある球技場、約3万人の観客を収容できる陸上競技場のほか、プールや体育館を備えたアクション福岡、テニス競技場、弓道場など、市民が気軽に利用できる施設から国際レベルの競技会が行われる施設が揃っている公園です。